

産業

商工業

商工労政課

443-2070

■商工業振興資金融資制度

市内の中小企業者および創業者が事業を営むための資金調達の円滑化を図るため、低利融資の斡旋をしています。

融資をご希望の方は、事前に取り扱金融機関にてご相談のうえ、商工労政課および富山商工会議所・市内各商工会のいずれかにお申込みください。

資金名	融資限度額
運転資金	2,000万円
経営安定資金	1,000万円
経営安定資金(災害枠)	2,500万円
経営安定資金(激甚災害枠)	5,000万円
設備投資支援資金	1億円
企業立地促進事業資金	2億円
高度化事業資金	1億円
創業者支援資金 ※	1,000万円 (事業に要する費用の80%以内)
第二創業支援資金	5,000万円(内、運転資金は1,000万円)
環境保全設備資金	2,000万円
商店街空き店舗活用促進資金	2,000万円 (内、運転資金は1,000万円)
緊急経営基盤安定資金 (取扱期間：令和8年3月31日まで)	5,000万円

※創業される業種の勤務歴要件を満たされていない方等を対象に、専門家による経営指導を実施し、事業計画や資金計画について指導・診断します。診断料は、一部自己負担を伴います。

●就農準備研修事業の内容

対 象	対象期間	対象経費
原則50歳未満で経営を開始する予定の青年等就農ビジョン認定者の研修を受け入れる農家	1年以上 2年以内	①研修生受入農家等に対する研修実施経費(上限月額30,000円) ②研修生受入農家等に対する研修生の事故に係る傷害保険の加入費(上限月額18,000円)

●経営開始資金の内容

対 象	補助内容	主な交付要件
経営開始時の年齢が原則50歳未満の独立・自営を行う認定新規就農者(法人等の従業員は対象外)	最大年間 150万円 最長 3年間	・農地の所有権や利用権を有すること ・主要機械・施設の所有等 ・本人名義で出荷・取引 ・5年後に農業で生計が成り立つ計画 ・地域計画のうち目標地図に位置付け ・交付終了後、交付期間と同じ期間は営農を継続すること(営農を継続しない期間分は返還)

■市民農園

都市住民や農地を持たない方々がレクリエーションや生きがいづくり等を目的に、小面積の畑を利用して自家用の野菜や花を栽培できる農園の貸し出しを行っています。

利用条件や空き状況など詳しくはお問い合わせください。

■市民農園一覧

令和7年4月1日現在

市民農園名	開設場所	4/1契約以降 利用料金 (円/年)	問い合わせ先
とやまスローライフ市民農園	富山市 開ヶ丘	15,000	NPO法人里山倶楽部 TEL:076-411-4401 富山市農林水産部農政企画課 TEL:076-443-2080
水橋東部集落農園	富山市 水橋	5,500	水橋東部地区集落環境施設管理組合(水橋東部地区センター内) TEL:076-478-3252
八尾市民農園	富山市 八尾町 下世原	4,180~ 7,840 (1区画当たり)	富山市農林水産部農林事務所 農業振興課 TEL:076-468-2094
白木峰山麓 クラインガル テン	富山市 八尾町 庵谷	260,340~ 266,090	NPO法人大長谷村づくり協議会 TEL:076-458-1415 富山市農林水産部農林事務所 農業振興課 TEL:076-468-2094
殿様林緑地分 区園	富山市 中番 (大山地域)	無料	富山市建設部土木事務所建設課 TEL:076-468-1329
高齢者農園 (五福)	富山市 五福	3,000 (2年間)	富山市福祉保健部長寿福祉課 TEL:076-443-2061
高齢者農園 (新経堂)	富山市 経堂	3,000 (2年間)	
高齢者農園 (新海岸通)	富山市 海岸通	3,000 (2年間)	
高齢者農園 (砂子田)	富山市 婦中町 砂子田	3,000 (2年間)	
障害者農園 (新海岸通)	富山市 海岸通	無料	富山市福祉保健部障害福祉課 TEL:076-443-2056

農林水産業

農政企画課

443-2081

■農林水産物プロモーション

農林水産物の輸出に積極的に取り組む生産者・事業者への支援を行っています。詳しくはお問い合わせください。

■新規就農者育成対策事業

富山市農業を担う新規就農者の確保のため、農業経営開始前の先進農家等での実践的研修における経費の一部の補助(就農準備研修事業)や、農業経営開始後、最長3年間まで経営安定に資するための補助(経営開始資金)等を行っています。詳しくは問合せください。

■農業・農村整備事業

農村整備課

☎ 443-2084

農林事務所農地林務課 ☎ 468-2170

農地・農道・農業用水路の整備や土地改良事業制度、農業者負担の軽減のためにつくられている補助金制度、また、農業集落排水施設管理も行っておりますので、詳しいことは、農村整備課、農林事務所農地林務課、または関係土地改良区へお問い合わせください。

■農地などの相談

農業委員会

☎ 443-2124

●農地の権利移動

農地を耕作する目的で所有権を移転するとき、または賃借権、使用収益権その他の権利を設定するときは、農地法第3条の許可を受ける必要があります。

●農地の貸し借り

市街化区域以外の農地については、農地中間管理事業による利用権設定にて農地の貸し借りができます。

なお、利用権は、貸借期間の満了により、その効力が終了します。

■農業者年金

農業委員会

☎ 443-2129

農業者の老後の生活安定と農業経営の若返りを促進するための公的年金制度です。加入資格や受給手続きなど詳しいことは農業委員会事務局にお問い合わせください。

■農業サポーター等の養成研修

営農サポートセンター 月岡三丁目 ☎ 429-4504

市内の農家をサポートしたい方や新たに農業に就きたい方を対象に、「とやま楽農学園」を開講しています。本講座は、講義と実践研修によって農作物の栽培技術を習得し、「農業サポーター」として活動していただく方などを養成することで、本市の農業生産力の維持・向上に寄与することを目的としています。

■森林の土地を取得したときなど

森林政策課

☎ 443-2019

農林事務所農地林務課 ☎ 468-2171

●森林の土地を取得したとき

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、譲与などにより、森林の土地を新たに取得した場合には、事後の届出として所有者となった日から90日以内に「森林の土地所有者届出」が必要です。面積の基準はありませんので、取得した面積が小さくても届出の対象となります。

●森林の立木を伐採するとき

①森林の立木を伐採するときは、伐採を始める30日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出書」等②伐採を完了した日から30日以内に「伐採に係る森林の状況報告書」③造林を完了した日から30日以内に「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が必要です。

届出書の様式や、届出に必要な書類など詳しいことは森林政策課、農林事務所農地林務課にお問い合わせください。

農業水産課

☎ 443-2082

●川での遊漁

内水面（河川・湖沼等）で釣りなどの遊漁を行う場合には、漁場を管理している漁業協同組合などの承認が必要となります。

常願寺川での竿釣りおよびアユの毛針釣りについては承認がいりませんが、投網等の漁法では遊漁はできませんので注意してください。

漁場名	漁場管理者
神通川、熊野川、山田川	富山漁業協同組合
井田川	富山漁業協同組合、婦負漁業協同組合
白岩川、上市川	中新川内水面漁業協同組合
常願寺川	富山県水産漁港課

●遊漁船の登録

船舶により利用客を漁場に案内し、釣りなどの方法で利用客に魚介類等を採取させる事業を営もうとする場合は、富山県知事に登録が必要となります。詳しくは、富山県水産漁港課（☎ 444-3293）にお問い合わせください。

